

公立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 業務の名称
公立保育園給食調理業務委託
- (2) 業務の目的
本件業務は、市が提示する献立と市が購入する食材により、保育園入所児童と当該園の所属職員等に提供する給食等の調理業務について、安定的な給食の提供に資するため、民間委託をする。
- (3) 業務委託園
さくら保育園・たかはやし保育園・さきたま保育園・永田保育園・南保育園
- (4) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※契約締結日から令和8年3月31日までは、業務実施準備期間とする。
- (6) 提案上限額
256,530,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (7) 書類提出先・問い合わせ先
栃木県那須塩原市あたご町2-3
那須塩原市役所 子ども未来部 保育課 管理係
電話 0287-46-5536 FAX 0287-37-9156
電子メール hoiku@city.nasushiobara.tochigi.jp
担当：宮坂、鎌田

2 応募者の資格要件

応募者は、公募開始の日を基準として次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園において、離乳食及びアレルギー対応を含む給食調理業務の受託

実績を3年以上有していること。

- (7) 令和4年4月1日以降に、保育園給食において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (8) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (10) 受託者の責に帰する理由により、保育園の給食調理業務委託契約を契約期間中に解除されたことがないこと。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者又は、業務の開始までに加入することが可能な者であること。
- (12) 本業務を行うために必要な人員等を確保することができ、仕様書等に従って、本業務を安全かつ確実に履行することができる者であること。

3 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年10月1日（水）
施設見学会申込締切	令和7年10月8日（水）午後3時
施設見学会	令和7年10月14、15、16日（火、水、木）
質疑締切	令和7年10月20日（月）午後4時
質問への回答	令和7年10月24日（金）
参加申請書提出期限	令和7年10月31日（金）午後4時
企画提案書の提出期限	令和7年11月7日（金）午後4時
1次審査の結果通知の発送	令和7年11月26日（水）
2次審査用食育計画提出期限 （※1次審査通過者のみ）	令和7年12月5日（金）午後4時
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年12月15日（月）
2次審査の結果通知の発送	令和7年12月22日（月）
契約の締結	令和8年1月下旬

4 参加手続

(1) 施設（給食室）見学会

応募申請する事業者で希望する場合には以下の日程で施設見学が可能である。

ア 日時	令和7年10月14日（火）午後3時～3時30分	さくら保育園
	午後4時～4時30分	さきたま保育園
	令和7年10月15日（水）午後3時～3時30分	たかはやし保育園
	令和7年10月16日（木）午後3時～3時30分	南保育園
	午後4時～4時30分	永田保育園

イ 申込み

令和7年10月8日（水）午後3時までに施設見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入、代表者印を押印の上、電子メールに添付し申し込むこと。その際、電話により到着の確認を行うこと。受け付けた旨を電子メールにて返信するため、返信がない場合は、電話にて照会をすること。

ウ 留意事項

- ・現地への移動は各社で対応すること。
- ・参加人数は、1事業者につき2名までとする。
- ・参加希望事業者数により、見学時間を指定する場合がある。
- ・給食室に入室する場合は、マスク、清潔な衣服（白衣及び帽子等）、調理用靴及び1か月以内の検便結果を用意すること。
- ・施設見学会参加者は、見学当日名刺を提出すること。
- ・当日は、指定された場所に駐車すること。

（2）参加申請

参加申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、令和7年10月31日（金）午後4時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、提出場所まで提出すること。併せて、参加資格確認のため、受託実績調書（様式第6号）の1ページ目及び添付資料を提出すること。参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

（3）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出することができる。質疑書は、令和7年10月20日（月）午後4時まで（必着）に問い合わせ先まで電子メールにより提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、本市ホームページに令和7年10月24日（金）までに掲載する。

5 企画提案書の作成、提出等

（1）提出期限 令和7年11月7日（金）午後4時まで

（2）受付場所 那須塩原市西那須野庁舎1階 子ども未来部保育課

（3）提出方法 郵送又は持参とする。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

（4）提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 業務実施体制図及び業務従事者配置計画（様式第5号）

ウ 受託実績調書（様式第6号）

エ 見積書及び内訳書（任意様式）

オ 会社概要（任意様式）

カ 提案書（任意様式）

キ 添付資料（写しで可）

（ア）法人の登記事項証明書

(イ) 確定した直近 3 事業年度分の決算に係る財務諸表

(ウ) 生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類（加入済みの場合）

(5) 作成に当たっての注意事項

ア 提出書類について

A 4 判縦型のフラットファイルの表紙及び背表紙に「案件名」及び正本・副本の別を明記し、提出書類に記載の番号ごとにインデックスラベルを付け、提出すること。

A 4 縦片面刷りとし、フォントサイズは 10.5 ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

作成部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。企画提案書（様式第 4 号）を表紙とし、代表者印を押印すること。

イ 見積書及び内訳書について

契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）及び積算根拠を記載すること。

見積金額には、仕様書において市が負担する旨定めた事項を除き、人件費、被服費、消耗品費、管理費等業務の履行に当たって必要な一切の費用を含むこと。

見積書には、代表者印を押印すること。作成部数は、1 部とする。

ウ 会社概要について

社員の勤続年数やパートの比率、社員・パートの定着率も記載すること。

エ 提案書について

提案書に記載する項目は以下のとおりとする。

項 目	記載事項
組織体制	・ 保育園給食に対する基本的な考え方
業務の実施体制	・ 職員の配置計画及び人員確保 ・ 勤務時間と勤務形態 ・ 平常時や緊急時のバックアップ体制 ・ 保育士や保護者との連携 ・ 引継ぎ
衛生管理	・ HACCP に基づいた衛生管理のプログラムの構築 ・ 衛生管理マニュアルの整備状況
人材育成	・ 調理技術の研修 ・ 衛生管理の研修 ・ 離乳食や食物アレルギー対応食の研修 ・ 巡回指導体制
食育	・ 食育への取組
危機管理体制	・ 食物アレルギー対応 食物アレルギーに関する事故の有無、事故件数及び内容、事故防止

	策、事故が起こった際の対応方法 ・食中毒及び異物混入等への対応 食中毒及び異物混入等に関する事故の有無、事故件数及び内容、行政指導の有無、事故防止策、事故が起こった際の対応方法 ・食中毒やその他の事故及び災害で給食停止になった場合の具体的な対応策、応援体制 ・自然災害時の市への協力体制
その他	・受託業者としての抱負、独自の提案等

(6) 参加辞退

参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

6 審査

(1) 1次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等により、以下の項目において審査を行うと共に、別紙評価基準（1次審査）に基づき書類審査を行い、2次審査参加者を選定する。

- ・提出日、提出場所、提出方法が実施要領に適合していること。
- ・提出書類の不備がなく、記載内容等が実施要領に適合していること。
- ・参加者の資格要件に適合していること。
- ・見積書の金額が公募提示上限額を下回っていること。

イ 1次審査で選定された事業者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。1次審査で選定された事業者が4者以上のときは、別紙評価基準（1次審査）の評価点の上位3者において、プレゼンテーションによる2次審査を行う。上位から3者目が同一点数で2者以上あった場合であっても、プレゼンテーションを受けるものとする。

ウ 1次審査の結果は、令和7年11月26日（水）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和7年12月15日（月）を予定

詳細については、（1）ウの通知に合わせて通知する。

イ 開催場所 那須塩原市西那須野庁舎（那須塩原市あたご町2番3号）

ウ 時間 35分（プレゼンテーション25分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

エ 参加人数 3人以内とし、本業務において予定しているエリアマネージャー等保育園担当責任者及び業務責任者として配置予定の者を必ず含めること。

オ その他 プレゼンテーションの中で、3歳児クラス対象の食育について活動の一部をデモンストレーションすること。デモンストレーションの時間はプレゼンテーションの時間（25分）に含まれる。1次審査通過者は、食育計画（様式第8号）を令和7年12月5日（金）午後4時まで（必着）に問い合わせ先まで電子メールにより提出すること。その際、電話により到着の確認を行うこと。

カ 注意事項

- ・発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ・プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ・企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、6部用意すること。
- ・プレゼンテーションに当たり、那須塩原市が準備する 65 型インタラクティブホワイトボード（接続に必要な HDMI ケーブルを含む）を使用することができる。この場合において、投影に必要となるノートパソコン等については、事業者が当日持参すること。

（３）審査・選定方法

- ア 1次審査（書類）、2次審査（プレゼンテーション）の2段階で評価基準に基づき那須塩原市公立保育園給食調理業務委託選定委員会（以下、選定委員会）で審査する。選定委員会は非公開とする。
- イ 1次審査及び2次審査の評価点の合計値が最高点である事業者を優先交渉権者とする。
- ウ 1次審査及び2次審査の配点の合計値の5割を基準点とし、基準点に満たなかった事業者は選定の対象としない。

（４）結果通知

評価結果は、令和7年12月22日（月）に書面による通知を発送する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書及び内訳書の記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、1次審査及び2次審査の評価点の合計値において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- （１）企画提案書の提出後提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- （２）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- （３）企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- （４）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- （５）提出された資料は、返却しない。
- （６）審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- （７）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。